

ハッピー・パートナー企業代表者 様

公益財団法人新潟県女性財団
理事長 畠山 典子

新潟県のハッピー・パートナー企業登録の受付窓口を 新潟県女性財団が行うことになりました（お知らせ）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年4月から、新潟県からの委託を受け、ハッピー・パートナー企業登録の受付窓口事務などを新潟県女性財団が行うこととなりましたのでお知らせします。

今後、新たな登録申請や変更の届出、取組状況報告などのお手続は当財団が窓口となりますので、よろしくごお願い申し上げます。（変更後のお手続きの流れについては別紙1をご覧ください。）

このほか、新潟県女性財団では企業における男女共同参画や女性活躍の推進を支援しています。お気軽にご相談ください。

【4月以降の登録・変更等手続の受付窓口・お問い合わせ先】

公益財団法人 新潟県女性財団（担当：渡邊）

郵便番号 950-0994 新潟市中央区上所2丁目2-2 新潟ユニゾンプラザ2階

電話番号 025-285-6610

FAX番号 025-285-6630

メールアドレス ngt.happy-p@npwf.jp

■ハッピー・パートナー企業登録制度の一部が変更になりました■

1 4月から、従来の「子育て応援プラス認定」と「イクメン応援プラス認定」が統合され、新たな「パパ・ママ子育て応援プラス認定」となりました。より使いやすい制度となり、支援メニューも拡充されています。

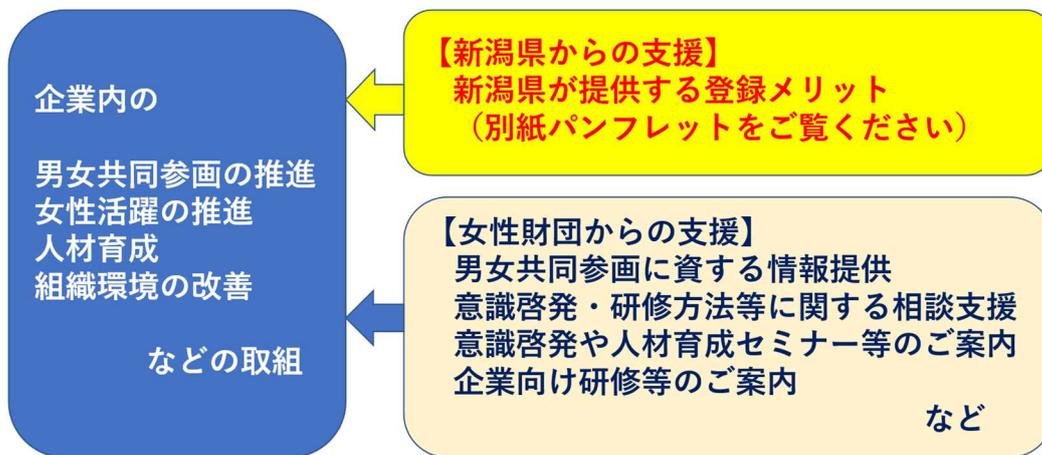
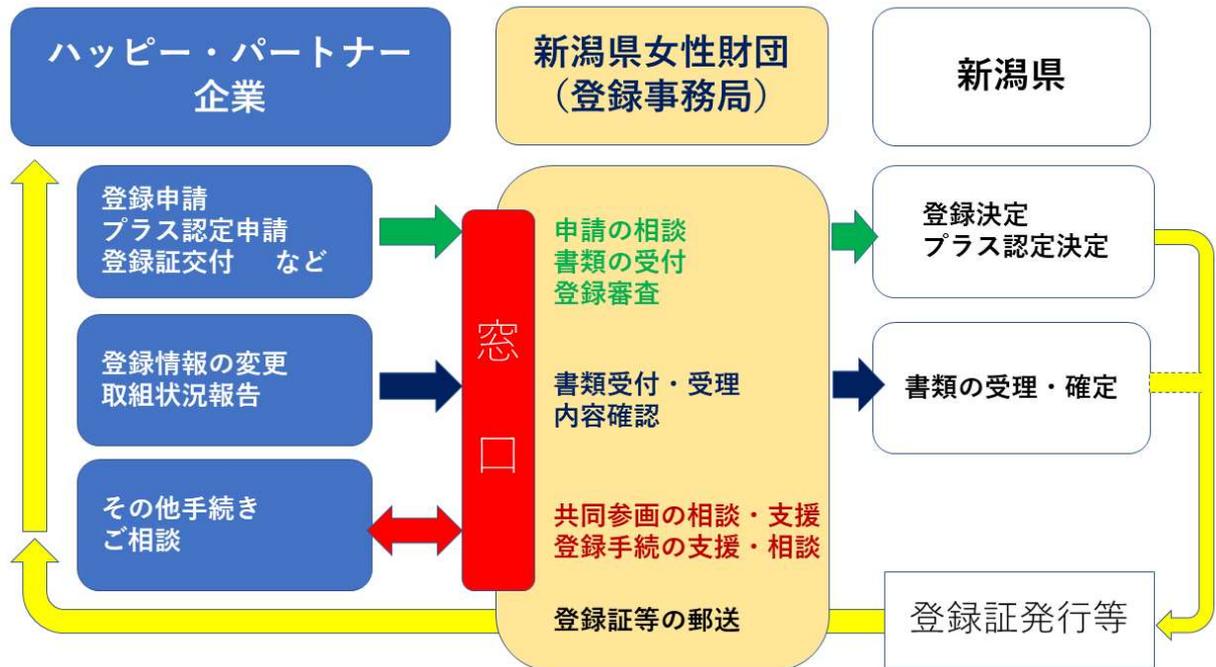
詳しくは別紙2及び別添パンフレットをご覧ください。

2 これまで「子育て応援プラス」又は「イクメン応援プラス」の認定を取得されている企業の皆様は、自動的に「パパ・ママ子育て応援プラス」認定企業に移行します。特段のお手続きは必要ありません。

移行に伴う新しい登録証については、後日郵送させていただきます。

新しいハッピー・パートナー企業登録手続きの流れ

(R4.4以降)



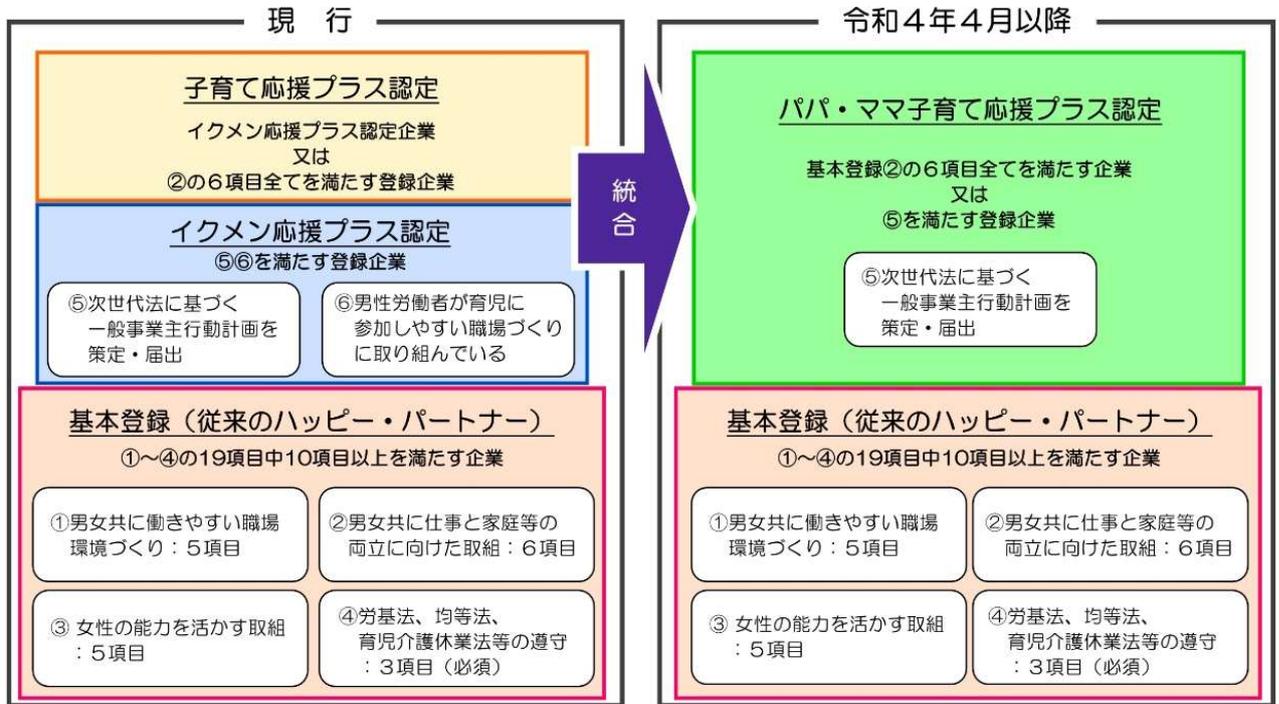
登録受付・お問い合わせ窓口

- 公益財団法人 新潟県女性財団事務局
〒950-0994
新潟市中央区上所2丁目2番2号
電話：025-285-6610
FAX：025-285-6630
E-mail：ngt.happy-p@npwf.jp



『ハッピー・パートナー企業登録制度』が新しくなりました

○これまでの「イクメン応援プラス認定」と「子育て応援プラス認定」が統合され、新しい「パパ・ママ子育て応援プラス認定」に移行されます。より使いやすい制度となり、支援メニューも拡充されます。



- ※ 既に「イクメン応援プラス認定」または「イクメン応援プラス認定」を受けている企業の方は、自動的に「パパ・ママ子育て応援プラス認定」企業となります。移行に伴う特段の手続きは必要ありません。
- ※ 新しい「パパ・ママ子育て応援プラス認定」の登録証は、後日お届けします。
- ※ 新潟県が提供するメリット（支援メニュー）等は別紙パンフレットをご覧ください。

(写)

令和4年3月10日

ハッピー・パートナー企業代表者 様

新潟県県民生活・環境部
男女平等社会推進課長

ハッピー・パートナー企業に係る制度改正及び業務委託に伴う外部団体
(公益的法人) への 登録情報提供のお知らせについて (ご案内)

ハッピー・パートナー企業の皆様には、男女が共に働きやすい職場づくりに取り組んで
いただくとともに、日頃から県行政への御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和4年1月24日付けでハッピー・パートナー企業に係る県担当の変更につい
てご案内したところですが、令和4年度から下記のとおり上乗せ認定制度を統合すると
ともに、ハッピー・パートナー企業に関する事務の一部を(公財)新潟県女性財団へ業務
委託を予定しておりますのでご案内申し上げます。

なお、既にハッピー・パートナー企業に登録いただいている皆様は、制度統合に伴う特
段の手續等は必要ありませんので、引き続き、男女共同参画の推進に取り組んでいただ
くようお願い申し上げます。

記

1 上乗せ認定制度の統合について

企業等における、子育てしやすい職場環境整備をさらに促進するため、2つの上乗せ
認定制度(「イクメン応援プラス認定」、「子育て応援プラス認定」)を1つに統合し、
『パパ・ママ子育て応援プラス認定』を創設します。(別紙1参照)

これに併せ、登録・認定企業等に対する支援メニューの見直しを行います。(別紙2
参照)

※ 既に「イクメン応援プラス」又は「子育て応援プラス」若しくはその両方に認定さ
れている企業は、令和4年4月1日に自動的に「パパ・ママ子育て応援プラス」認定
企業となり、新しい登録証を交付する予定です。

これを受け、既に現行のプラス認定のどちらか一方のみに認定されている企業も、
双方の支援メニューをご利用いただくことが可能となります。

なお、制度統合に伴う特段の手續等は必要ありません。

(写)

2 外部団体（公益的法人）への業務委託について

令和4年4月1日から、ハッピー・パートナー企業の登録に係る業務の一部を（公財）新潟県女性財団に委託することを予定しています。

これに伴い、登録企業等に関する情報（登録応募用紙に記載されている情報など）を当該委託先に提供しますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、委託業務等において知り得た情報に関する秘密の保持については、委託契約書に明記し、固く遵守させることを申し添えます。

また、情報の提供についてご同意いただけない場合は、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱第4条の5により、登録を取りやめる手続（様式6「廃業等届」の提出）を行ってください。

不同意の意思表示がなかった場合、同意があったものと見なさせていただきます。